

しつけと体罰は 何が違うの？

しつけと体罰の関係って？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されています。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか？

これらは全て「体罰」です。

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないで、頬を叩いた
- 他人のものを取りたので、お尻を叩いた
- 大切なにいたずらをしたので、長時間正座させた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



暴言などの子どもの心を傷つける行為は？

体罰以外の怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言なども、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害します。

こんなことしていませんか？

子どもの心を傷つける行為です。

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした



Column

虐待の定義

◎身体的虐待

- ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。……など

◎性的虐待

- ・子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。……など

◎ネグレクト

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・子どもの意思に反して学校などに登校させない。子どもが学校などに登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない（子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く）。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。……など

◎心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・子どものきょうだいに、児童虐待を行う。……など

